

介護保険だより

平成25年7月号

群馬県国民健康保険団体連合会

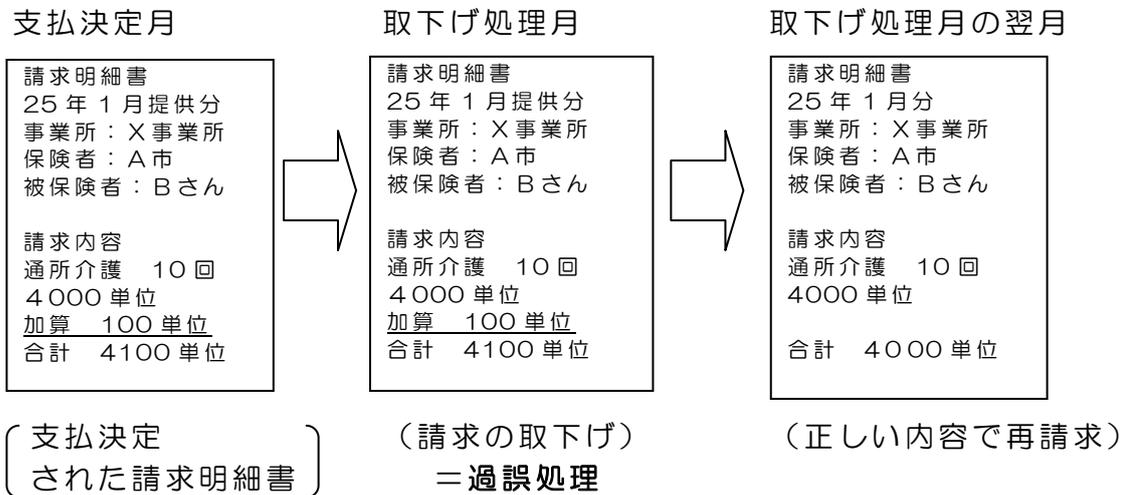
介護報酬の返還を行う際の処理の流れ等について

支払を受けた介護報酬の返還を行う場合の流れは以下のとおりです。

1 基本的な考え方

介護報酬の返還を行うには、支払が決定している介護給付費請求明細書を取下げから、正しい内容の介護給付費請求明細書を提出します。

【イメージ：加算100単位を返還する場合】



2 取下げの申請先

介護給付費請求明細書の取下げを行うには、保険者に対して、該当する請求明細書の過誤申立ての依頼（取下げの申請）を行います。手続きについては各保険者で異なりますので、直接保険者へお問い合わせください。

なお、被保険者番号が「H」で始まる生活保護受給者の請求の取下げについては、介護券に記載されている福祉事務所に過誤申立ての依頼を行います。他の介護給付費請求明細書の依頼先とは異なりますので御注意ください。

3 取下げた請求金額の調整について

介護給付費請求明細書を取下げたときの金額の調整は以下のように行われます。

(1) 調整方法

取下げ処理を行った月の支払確定額から、取り下げる額を差し引き、その差額を事業所に支払うことにより、調整を行います。

<例1>

◎取下げ額：1件 3,000単位（保険者への返還額 27,000円）

◎当該月の支払確定額：

10件 30,000単位（保険者への請求額 270,000円）

◎支払確定額から取下げ額を差し引き、

$270,000円 - 27,000円 = \underline{243,000円}$ が事業所への支払額となります。

(2) 注意点

取下げを行う際は、その件数や金額に注意してください。

<例2>

◎取下げ額：20件 計 60,000単位（保険者への返還額 540,000円）

◎当該月の支払確定額：

10件 計 30,000単位（保険者への請求額 270,000円）

◎支払確定額から取下げ額を差し引くと、

$270,000円 - 540,000円 = \Delta 270,000円$ となります。

一度に多くの介護給付費請求明細書を取り下げると、最終的な支払額がマイナスになってしまいます。このような場合は事業所から国保連合会に払込みをしていただくこととなります。

介護給付費請求明細書の取下げを行う際は、支払額に影響が出ないよう、毎月の請求件数や請求金額と比較して、取り下げる件数を決めていただきますようお願いいたします。

やむを得ず一度に多くの取下げを行わなければならない場合は、「過誤処理」と「再請求」を同じ月に行う方法（同月過誤処理といいます）があります。

詳しくは、「5 同月過誤処理について」を御覧ください。

4 事業所への通知について

国保連合会から「介護給付費過誤決定通知書」が届きます。取下げの処理が完了したことをお知らせする帳票です。

この帳票で取下げの完了を確認してから、請求明細書を再提出してください。

5 同月過誤処理について

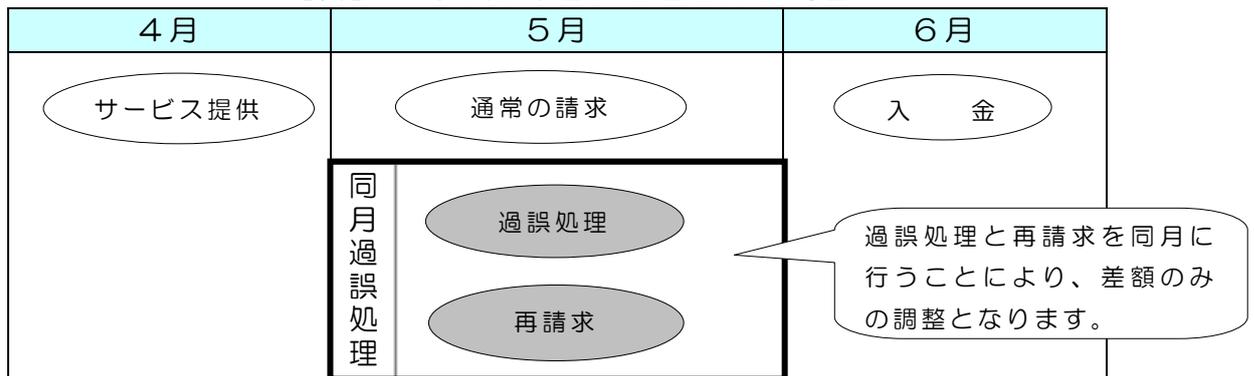
(1) 処理概要

一度に多数の請求明細書を取り下げると、取り下げる請求明細書の額が当月の請求額を上回り、支払決定額がマイナスになる場合があります。

このような状況への対応として、過誤処理（取下げ）と再請求分の請求明細書の審査を同一月に行う同月過誤処理があります。結果として差額分のみの調整となり、事業所の負担が軽減されます。

(2) 同月過誤処理の流れについて

【例】5月に同月過誤処理を行う場合



(3) 金額の調整について

<例3> <例2の状況に加えて、再請求分あり>

◎取下げ額：20件 計60,000単位（保険者への返還額540,000円）

◎当該月の支払確定額：

10件 計30,000単位（保険者への請求額270,000円）

◎取下げた内容に対する再請求額：

20件 計55,000単位（保険者への請求額495,000円）

◎支払確定額・取下げ額及び再請求額の差引きを行うと、

$$270,000 \text{円} - 540,000 \text{円} + 495,000 \text{円} = 225,000 \text{円}$$

となり、支払決定額がマイナスになるのを回避できます。

(4) 同月過誤処理の手順

① 保険者へ連絡してください。

該当被保険者の属する保険者に、取下げの申請と同時に、同月過誤処理を行う旨を連絡し、同意を得てください。複数の保険者に該当する場合は、すべての保険者に連絡してください。

② 国保連合会への連絡及び関係書類の提出

保険者への連絡等が終了した後、同月過誤処理を行う旨を国保連合会に連絡してください。また、「同月過誤処理依頼書」と「過誤対象者一覧表」を提出してください。様式は国保連合会のホームページからダウンロードできます。ダウンロードができない場合は、下記の問い合わせ先へ御連絡ください。

③ 介護給付費請求明細書の提出

取り下げたものに対する介護給付費請求明細書の再請求分を作成し、同月過誤処理が行われる月に必ず国保連合会に提出してください。

(5) 同月過誤処理実施上の注意点

- ① 同月過誤処理は支払額がマイナスになる場合の取扱いとなります。件数が少ない等、支払額に影響が少ない場合は通常の過誤処理でお願いします。
- ② 県外保険者分については、同月過誤処理ができない場合があります。
- ③ 再請求分は電子請求（伝送又は磁気媒体提出）で行ってください。
- ④ 過誤処理を行う月に、修正の給付管理票は提出できません。提出があった場合、返戻となります。
- ⑤ 正確に処理されるよう保険者及び国保連合会との連絡を十分に行ってください。

※ 平成25年4月に本会ホームページをリニューアルいたしました。是非、御覧ください。

<URL> <http://www.gunmakokuho.or.jp/>

問い合わせ先

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課 介護審査係）
〒371-0846 群馬県前橋市元総社町335番地の8 市町村会館2階
TEL 027-290-1319（直通） FAX 027-255-5077